

○松戸市立図書館設置条例

昭和45年4月1日
松戸市条例第28号
全部改正

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定により、本市に図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
松戸市立図書館	松戸市松戸2,060番地

2 図書館に次の地域館を置く。

名称	位置
松戸市立図書館東松戸地域館	松戸市東松戸二丁目14番地の1

3 図書館に次の分館を置く。

名称	位置
松戸市立図書館常盤平分館	松戸市常盤平三丁目30番地
松戸市立図書館稔台分館	松戸市稔台七丁目1番地の5
松戸市立図書館小金原分館	松戸市小金原六丁目6番地の2
松戸市立図書館矢切分館	松戸市上矢切299番地の1
松戸市立図書館馬橋分館	松戸市西馬橋蔵元町177番地
松戸市立図書館古ヶ崎分館	松戸市古ヶ崎四丁目3,490番地
松戸市立図書館五香分館	松戸市五香二丁目35番地の5
松戸市立図書館小金分館	松戸市小金きよしヶ丘三丁目1番地の1
松戸市立図書館明分館	松戸市上本郷3,018番地の1
松戸市立図書館六実分館	松戸市六高台三丁目71番地
松戸市立図書館新松戸分館	松戸市新松戸三丁目27番地
松戸市立図書館馬橋東分館	松戸市馬橋1,854番地の3
松戸市立図書館小金北分館	松戸市中金杉二丁目159番地の2
松戸市立図書館松飛台分館	松戸市松飛台210番地の2
松戸市立図書館二十世紀が丘分館	松戸市二十世紀が丘中松町2番地
松戸市立図書館八柱分館	松戸市牧の原一丁目193番地の6
松戸市立図書館八ヶ崎分館	松戸市八ヶ崎五丁目15番地の1
松戸市立図書館和名ヶ谷分館	松戸市和名ヶ谷1,360番地

(職員)

第3条 図書館に館長、司書及びその他の職員を置く。

(施行規定)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年4月1日松戸市条例第28号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(昭和47年5月松戸市規則第30号で、同47年5月26日から施行)

附 則(昭和48年12月27日松戸市条例第52号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(昭和49年1月松戸市規則第4号で、同49年2月5日から施行)

附 則(昭和50年4月1日松戸市条例第15号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年4月1日松戸市条例第18号)

この条例は、公布の日から起算して2か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和51年4月松戸市教育委員会規則第11号で、同51年5月7日から施行)

附 則(昭和51年7月1日松戸市条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年10月19日松戸市条例第49号)

この条例は、公布の日から起算して2か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和51年11月松戸市教育委員会規則第19号で、同51年12月1日から施行)

附 則(昭和52年10月1日松戸市条例第35号)

この条例は、公布の日から起算して2か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和52年10月松戸市教育委員会規則第11号で、同52年11月5日から施行)

附 則(昭和53年7月1日松戸市条例第26号)

この条例は、昭和53年7月11日から施行する。

附 則(昭和53年10月1日松戸市条例第36号)

この条例は、昭和53年10月14日から施行する。

附 則(昭和54年7月1日松戸市条例第18号)

この条例は、昭和54年7月24日から施行する。

附 則(昭和55年7月8日松戸市条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年3月28日松戸市条例第33号)

この条例は、公布の日から起算して3か月を超えない範囲内において教育委員会が規則で定める日から施行する。

附 則(昭和57年3月29日松戸市条例第3号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年3月28日松戸市条例第15号)

この条例は、公布の日から起算して2か月を超えない範囲内において教育委員会が規則で定める日から施行する。

(昭和58年4月松戸市教育委員会規則第6号で、同58年4月22日から施行)

附 則(昭和59年3月29日松戸市条例第11号)

この条例は、公布の日から起算して2か月を超えない範囲内において教育委員会が規則で定める日から施行する。

(昭和59年3月松戸市教育委員会規則第6号で、同59年4月13日から施行)

附 則(昭和59年9月29日松戸市条例第35号)

この条例は、公布の日から起算して2か月を超えない範囲内において教育委員会が規則で定める日から施行する。

(昭和59年9月松戸市教育委員会規則第11号で、同59年10月19日から施行)

附 則(昭和60年9月30日松戸市条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年12月23日松戸市条例第33号)

この条例は、公布の日から起算して3か月を超えない範囲内において、教育委員会が規則で定める日から施行する。

(昭和61年2月松戸市教育委員会規則第3号で、同61年2月9日から施行)

附 則(昭和63年10月1日松戸市条例第17号)

この条例は、公布の日から起算して2か月を超えない範囲内において教育委員会が規則で定める日から施行する。

(昭和63年10月松戸市教育委員会規則第9号で、同63年10月21日から施行)

附 則(平成3年9月27日松戸市条例第20号)

この条例は、公布の日から起算して2か月を超えない範囲内において教育委員会が規則で定める日から施行する。

(平成3年10月松戸市教育委員会規則第7号で、同3年10月17日から施行)

附 則(平成4年3月27日松戸市条例第7号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成7年6月30日松戸市条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年12月22日松戸市条例第43号)

この条例は、公布の日から起算して5か月を超えない範囲内において教育委員会が規則で定める日から施行する。

(平成8年4月松戸市教育委員会規則第8号で、同8年5月21日から施行)

附 則(平成12年10月27日松戸市条例第33号)

この条例は、平成12年10月28日から施行する。

附 則(平成17年6月24日松戸市条例第12号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成20年1月25日松戸市条例第1号)

この条例は、平成20年1月26日から施行する。

附 則(令和元年9月30日松戸市条例第8号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年11月13日から施行する。

附 則(令和3年6月29日松戸市条例第15号)

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(令和3年10月松戸市規則第54号で、同3年12月19日から施行)